各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省老健局 \* 総務課 \* 高齢者支援課 \* 老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令 の公布について 計 12 枚 (本紙を除く)

Vol.924

令和3年2月26日

厚生労働省老健局総務課、高齢者支援課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3909、3971、3948)

FAX: 03-3503-2740

老発 0226 第 5 号 令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局長 (公印省略)

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第43号。以下「改正省令」という。)については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に 遺漏なきを期されたい。

記

### 第1 改正の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)の一部(令和3年4月1日施行分)の施行等に伴い、及び「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、必要な省令の整備を行うもの。

#### 第2 改正の内容

- 1 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)の一部改正(改正省令第1条関係)
  - (1) 有料老人ホーム設置時の都道府県知事等に対する届出事項のうち、老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第29条第1項第3号の厚生労働省令で定める事項に ついて、アからタまでのとおりとすること。 (第20条の5関係)
    - ア 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
    - イ 事業開始の予定年月日
    - ウ 施設の管理者の氏名及び住所
    - エ 施設において供与をされる介護等の内容
    - オ 建物の規模及び構造並びに設備の概要
    - カ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証 する書類
    - キ 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書

- ク 施設の運営の方針
- ケ 入居定員及び居室数
- コ 職員の配置の計画
- サ 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金(以下「一時金」という。)、利 用料その他の入居者の費用負担の額
- シ 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- ス 一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容
- セ 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- ソ 長期の収支計画
- タ 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供 与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説 明することを目的として作成した文書
- (2) 有料老人ホーム設置時の都道府県等に対する届出事項のうち、変更した際にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととする老人福祉法第29条第2項の厚生労働省令で定める事項について、ア及びイのとおりとすること。(第20条の5の2関係)
  - ア 老人福祉法第29条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
  - イ (1)のア、ウからスまで、ソ及びタに掲げる事項
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。また、厚生労働省関係地域再生法施行規則 (平成28年厚生労働省令第94号) について、地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の24第1項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画及び同法第17条の36第1項に規定する地域住宅団地再生事業計画において記載することができる有料老人ホームを整備する事業に関する事項等についても、同様の見直しを行うこと。
- 2 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正(改正省令第2条関係)
  - (1) 医療保険の個人単位被保険者番号の活用(第35条、第37条、第40条、第42条、第49条、第51条、第54条、第55条の2及び第59条関係)
    - 要介護認定申請等の申請書の記載事項に、医療保険被保険者番号等を追加すること。
  - (2) 要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長(第 41 条及び第 55 条関係)
    - 認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を48か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
  - (3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲(第140条の40関係)
    - 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。

- (4) 介護分野のデータ基盤のさらなる整備(第140条の72の5関係)
  - ア 令和2年改正法の規定による改正後の介護保険法第118条の2第1項第3号の厚生労働省令で定めるサービスを、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援とすること。
  - イ 同号の厚生労働省令で定める事項を、アに定めるサービスを利用する要介護 者等の心身の状況等及び当該要介護者等に提供される当該サービスの内容に関 する情報並びに特定介護予防・日常生活支援総合事業を利用する居宅要支援被 保険者等の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険者等に提供される当該事業 の内容に関する情報とすること。
  - ウ 同条第4号の厚生労働省令で定める事項を、地域支援事業の実施の状況及び 被保険者のチェックリスト情報並びにこれらに準ずる情報とすること。
- (5) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 その他所要の改正

その他、1及び2に伴い、所要の省令の規定の整備を行う。

#### 第3 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、第2の2の(1)については、令和2年改正法の公布の日(令和2年6月12日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行すること。

# 〇厚生労働省令第四十三号

和元年法律第二十六号)及び地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和 |年法律第五十二号| の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、老人福祉法施行規則等 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令 一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

の

(老人福祉法施行規則の一部改正) 老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 田 村

第一条 老人福祉法施行規則 (昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する (傍線部分は改正部分)

(号外第 41 号)

改

正

後 改 正 前

## (身分を示す証明書) 略)

2 略)

第五条の二

3 携帯すべき証明書の様式は、別記様式第二 の二のとおりとする。 法第十八条第三項の規定により当該職員が 法第二十九条第十四項において準用する 3

第二十条の五 法第二十九条第一項第三号に 生労働省令で定める事項) (法第二十九条第一項第三号に規定する厚

規定する厚生労働省令で定める事項は、次 のとおりとする。 又は条例等 設置しようとする者の登記事項証明書

施設の管理者の氏名及び住所

施設において供与をされる介護等の内

五| ~ 九|

金(以下「一時金」という。)、利用料そ の他の入居者の費用負担の額 措置を講じたことを証する書類 法第二十九条第九項に規定する保全

事業開始の予定年月日

(削る)

法第二十九条第九項に規定する前払

第五条の二 (身分を示す証明書)

帯すべき証明書の様式は、別記様式第二の 第十八条第三項の規定により当該職員が携 二のとおりとする。 法第二十九条第八項において準用する法

生労働省令で定める事項 (法第二十九条第一項第七号に規定する厚

第二十条の五 規定する厚生労働省令で定める事項は、次 のとおりとする。 法第二十九条第一項第七号に

(新設)

(新設)

(新設)

一| 五| 略

市場調査等による入居者の見込み

他の入居者の費用負担の額 全措置を講じたことを証する書類 (以下「一時金」という。)、利用料その 法第二十九条第七項に規定する前払金 法第二十九条第七項に規定する保

(削る)

十四~十六 (削る)

(法第二十九条第二項に規定する厚生労働

第二十条の五の二 法第二十九条第二項に規 第一項第一号及び第二号並びに前条第一 定する厚生労働省令で定める事項は、同条 第三号から第十三号まで、第十五号及

(帳簿の記載事項等)

第二十条の六 有料老人ホームの設置者は、 げる事項を記載した帳簿を作成しなければ 法第二十九条第六項の規定により、次に掲

ならない。

一~六 (略)

(略)

(情報の開示の方法)

第二十条の七 有料老人ホームの設置者は、 法第二十九条第七項の規定により情報を開 示する場合は、次条に定める事項を書面に

第二十条の八 法第二十九条第七項に規定す の五第十六号に規定する事項とする。 る厚生労働省令で定める事項は、第二十条

第二十条の九 その他いかなる名称であるかを問わず、有 金、介護一時金、協力金、管理費、入会金 る厚生労働省令で定めるものは、入居一時 法第二十九条第九項に規定す

第十項に規定する契約の内容 一時金の返還に関する法第二十九条 九 入居契約に入居契約の解除に係る返還

省令で定める事項)

び第十六号に掲げる事項とする。

2 3

省令で定める事項) より交付するものとする。 (法第二十九条第七項に規定する厚生労働

省令で定めるもの) (法第二十九条第九項に規定する厚生労働

十二~十四 を含む。)に関する定めがあるときは、 めの措置の有無及び当該措置の内容 の内容並びに返還金の支払を担保するた 金に関する定めがあるときは、当該定め 入居契約に損害賠償額の予定(違約金 医療施設との連携の内容

そ

(新設)

(帳簿の記載事項等)

第二十条の六 有料老人ホームの設置者は、 げる事項を記載した帳簿を作成しなければ 法第二十九条第四項の規定により、次に掲 ならない。

一~六 (略)

2・3 (略)

(情報の開示の方法)

第二十条の七 有料老人ホームの設置者は、 示する場合は、次条に定める事項を書面に 法第二十九条第五項の規定により情報を開 より交付するものとする

省令で定める事項) (法第二十九条第五項に規定する厚生労働

第二十条の八 法第二十九条第五項に規定す る厚生労働省令で定める事項は、第二十条 の五第十四号に規定する事項とする。 省令で定めるもの) (法第二十九条第七項に規定する厚生労働

第二十条の九 法第二十九条第七項に規定す その他いかなる名称であるかを問わず、有 る厚生労働省令で定めるものは、入居一時 金、介護一時金、協力金、管理費、入会金

するものを除く。)とする。 の日常生活上必要な便宜の供与の対価とし 利用料並びに介護、食事の提供及びその他 料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の 分に相当する額を上限とする。)として収受 て収受する全ての費用 (敷金 (家賃の六月

(必要な保全措置)

第二十条の十 有料老人ホームの設置者は、 大臣が定める措置を講じなければならな に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働 法第二十九条第九項の規定により、一時金

(家賃等の前払金の返還方法

第二十一条 法第二十九条第十項の厚生労働 省令で定める一定の期間は、 のとする 次に掲げるも

\_ \_ 略)

官

める方法は、次に掲げるものとする。 法第二十九条第十項の厚生労働省令で定 れ、又は入居者の死亡により終了した日 賃等」という。)の月額を三十で除した額 条の九に規定する費用(次号において「家 法第二十九条第九項の家賃その他第二十 前項第一号に掲げる場合にあつては、 入居の日から起算して契約が解除さ

金曜日

までの日数を乗ずる方法

令和 **3** 年 **2** 月 **26** 日

(有料老人ホームの設置者の報告事項

第二十一条の二 報告しなければならない事項は、 有料老人ホームの所在地の都道府県知事に 定により、 おりとする。 有料老人ホームの設置者が当該 法第二十九条第十 別表のと 一項の規

> の日常生活上必要な便宜の供与の対価とし 利用料並びに介護、食事の提供及びその他 料老人ホームの設置者が、家賃又は施設の するものを除く。)とする 分に相当する額を上限とする。)として収受 て収受する全ての費用(敷金 (家賃の六月

(必要な保全措置)

大臣が定める措置を講じなければならな に係る銀行の債務の保証その他の厚生労働 法第二十九条第七項の規定により、 二十条の十 有料老人ホームの設置者は、 一時金

(家賃等の前払金の返還方法)

第二十一条 省令で定める一定の期間は、次に掲げるも のとする。 法第二十九条第八項の厚生労働

(略)

2 める方法は、次に掲げるものとする。 までの日数を乗ずる方法 法第二十九条第八項の厚生労働省令で定 れ、 に、 賃等」という。)の月額を三十で除した額 法第二十九条第七項の家賃その他第二十 条の九に規定する費用(次号において「家 前項第一号に掲げる場合にあつては、 又は入居者の死亡により終了した日 入居の日から起算して契約が解除さ

(有料老人ホームの設置者の報告事項

告しなければならない事項は、別表のとお 料老人ホームの所在地の都道府県知事に報 りとする。 により、 |十一条の二 法第二十九条第九項の規定 有料老人ホームの設置者が当該有

(都道府県知事への報告)

回以上、当該都道府県知事の定める日まで 道府県知事が定める方法により、 定による都道府県知事への報告は、当該都

第二十一条の四都道府県知事は、法第二十 老人ホームを選択することを支援するた ターネットの利用その他適切な方法により 検索することができる機能を有するイン を容易に抽出し、適切に比較した上で有料 用者が有料老人ホームの選択に必要な情報 の規定により報告された事項について、利 公表しなければならない。 九条第十二項の規定により、 有料老人ホームに関する情報を容易に 同条第十一項

びに同条第十三項の規定による報告の徴収 について、有料老人ホーム協会に協力させ 九条第一項及び第二項の規定による届出並

一年に一

第二十一条の三 法第二十九条第十 一項の規

(情報の公表)

(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対

第二十一条の五 厚生労働大臣は、法第二十 ることができる。

に行うものとする。

する協力) (有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対

びに同条第十一項の規定による報告の徴収 九条第一項及び第二項の規定による届出並 について、有料老人ホーム協会に協力させ ることができる。

(介護保険法施行規則の一部改正)

改

正

後

改

正

第 一 条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する (傍線部分は改正部分)

保険者以外の第二号被保険者(以下「被保	により被保険者証の交付を受けた第二号被	当該被保険者が、第二十六条第一項の規定	町村に申請をしなければならない。ただし、	載した申請書に被保険者証を添付して、市	うとする被保険者は、次に掲げる事項を記	る要介護認定をいう。以下同じ。)を受けよ	り要介護認定(法第十九条第一項に規定す	第三十五条 法第二十七条第一項の規定によ	(要介護認定の申請等)
保険者以外の第二号被保険者(以下「被保	により被保険者証の交付を受けた第二号被	当該被保険者が、第二十六条第一項の規定	町村に申請をしなければならない。ただし、	載した申請書に被保険者証を添付して、市	うとする被保険者は、次に掲げる事項を記	る要介護認定をいう。以下同じ。)を受けよ	り要介護認定(法第十九条第一項に規定す	第三十五条 法第二十七条第一項の規定によ	(要介護認定の申請等)

# (都道府県知事への報告)

第二十一条の三 法第二十九条第九項の規定 以上、当該都道府県知事の定める日までに 府県知事が定める方法により、 行うものとする。 による都道府県知事への報告は、 一年に一回 当該都道

(情報の公表)

第二十一条の四都道府県知事は、 料老人ホームに関する情報を容易に検索す 易に抽出し、適切に比較した上で有料老人 が有料老人ホームの選択に必要な情報を容 ければならない ることができる機能を有するインターネッ ホームを選択することを支援するため、有 定により報告された事項について、利用者 九条第十項の規定により、 トの利用その他適切な方法により公表しな 同条第九項の規 法第二十

第二十一条の五 厚生労働大臣は、法第二十

では、当該申請書に被保険者証を添めるときは、当該申請書に被保険者証を添めるときは、当該申請書に被保険者証を添めるときは、当該申請書に被保険者」という。)で

一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番号及び医療保険被保険者番号等(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。以下同じ。)(市町村において、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確認することができるときは、医療保険被保険者番号等を除さきは、医療保険被保険者番号等を除さきは、医療保険被保険者番号等を除さきは、医療保険被保険者番号等を除さきは、医療保険被保険者番号等を除さるときは、医療保険被保険者番号等を除さる。

第三十八条第一項第二号中「六月間」とあ

第三十八条第一項第二号中「六月間」とあ

るのは「十二月間」と、「十二月間」とある

るのは「十二月間」と、「十二月間」とある

二~四(略)

2 6

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(個人番号及び医療保険被保険者番号等を除く。)並びにび医療保険被保険者番号等を除く。)並びにび医療保険被保険者番号等を除く。)並びにび医療保険被保険者番号等を除く。)並びにび医療保険を保険者を持つしている。

(要介護更新認定の申請等)

官

第四十条 法第二十八条第二項の規定により第四十条 法第二十八条第二項の規定により

田 当該申請に係る被保険者の氏名、性別、 生年月日、住所、個人番号及び医療保険 被保険者番号等(市町村において、医療 できるときは、医療保険被保険者番号等を公簿等によって確 によって確 によって確

二~四 (略)

**第四十一条** (略)

合について準用する。この場合において、項において同条第一項の規定を準用する場項において同条第一項の規定を準用する場と、第三十八条の規定は、法第二十八条第十

2~6 (略)

第三十七条 法第二十七条第四項の厚生労働省令で定める事項は、第三十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(個人番号を除く。)並びに同項の申請に係る被保険者が除了。 第二号被保険者である場合にあってはその 旨とする。

(要介護更新認定の申請等)

第四十条 法第二十八条第二項の規定により 集四十条 法第二十八条第二項の規定により まり は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。

生年月日、住所及び個人番号一当該申請に係る被保険者の氏名、性別

二~四(略)

2~5 (略)

項において同条第一項の規定を準用する場2 第三十八条の規定は、法第二十八条第十**第四十一条** (略)

合について準用する。この場合において、

第四十二条 法第二十九条第一項の規定により要介護状態区分の変更の認定を受けようり要介護状態区分の変更の認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載村に申請をしなければならない。 
一 氏名、性別、生年月日、住所、個人番ー 氏名、性別、生年月日、住所、個人番ー 大名、性別、生年月日、住所、個人番ー 大名、性別、生年月日、住所、個人番ー

二~五 (略) 二~五 (略)

簿等によって確認することができるとき

において、

医療保険被保険者番号等を公

2~4 (略)

(要支援認定の申請等)
(要支援認定の申請等)
(要支援認定を受けようとする被保険者
は、次に掲げる事項を記載した申請書に被
保険者証を添付して、市町村に申請をしな
ければならない。ただし、当該被保険者が、
が保険者証未交付第二号被保険者であると
きは、当該申請書に被保険者証を添付する
ことを要しない。

氏名、性別、生年月日、住所、個人番 等等によって確認することができるとき 等等によって確認することができるとき

2~6 (略)

(要介護状態区分の変更の認定の申請等) でに係る要介護状態区分(当該被保険者が 法第二十八条第三項の規定により申請を行 う場合にあっては、当該被保険者が当該申 請の直前に受けていた要介護認定に係る要 介護状態区分)と同一である場合にあって は、四十八月間)」と読み替えるものとする。 (要介護状態区分の変更の認定の申請等) (要介護状態区分の変更の認定の申請等)

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人り要介護状態区分の変更の認定を受けようり要介護状態区分の変更の認定を受けようした申請書に被保険者証を添付して、市町した申請をしなければならない。

番号 氏名、性別、生年月日、住所及び個人

二~五 (略)

2~4 (略)

(要支援認定の申請等)

第四十九条 法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

2~6 (略)

第五十一条 法第三十二条第三項の厚生労働 係る被保険者が第二号被保険者である場合 被保険者番号等を除く。)及び同項の申請に 省令で定める事項は、 にあってはその旨とする。 号に掲げる事項(個人番号及び医療保険 第四十九条第一項第

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定によ なければならない。 被保険者証を添付して、市町村に申請をし 者は、次に掲げる事項を記載した申請書に り要支援更新認定を受けようとする被保険

号及び医療保険被保険者番号等 は 簿等によって確認することができるとき において、 氏名、性別、生年月日、 医療保険被保険者番号等を除く。) 医療保険被保険者番号等を公 (市町村 個人番

### 二 ~ 四 (略)

官

第五十五条

略)

第五十二条第一項第二号中「六月間」とあ 合について準用する。この場合において、 項において同条第一項の規定を準用する場 要支援状態区分が現に受けている要支援認 るのは「十二月間」と、「十二月間」とある 第五十二条の規定は、法第三十三条第六 は「三十六月間(要支援更新認定に係る

金曜日

令和 **3** 年 **2** 月 **26** 日

定に係る要支援状態区分(当該被保険者が

二項の規定により申請を行 当該被保険者が当該申

> 第五十一条 法第三十二条第三項の厚生労働 者である場合にあってはその旨とする。 省令で定める事項は、第四十九条第一項第 同項の申請に係る被保険者が第二号被保険 号に掲げる事項 (個人番号を除く。)及び

> > (要支援状態区分の変更の認定の申請等)

(要支援更新認定の申請等)

第五十四条 法第三十三条第二項の規定によ 被保険者証を添付して、 者は、次に掲げる事項を記載した申請書に り要支援更新認定を受けようとする被保険 なければならない 氏名、 性別、 生年月日、 市町村に申請をし 住所及び個人

二 5 四 (略)

略)

第五十五条

(略)

2 る のは「三十六月間」と読み替えるものとす るのは「十二月間」と、「十二月間」とある 第五十二条第一項第二号中「六月間」とあ 項において同条第一項の規定を準用する場 合について準用する。この場合において、 第五十二条の規定は、法第三十三条第六

> 第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の 項を記載した申請書に被保険者証を添付し 規定により要支援状態区分の変更の認定を 受けようとする被保険者は、次に掲げる事 (要支援状態区分の変更の認定の申請等) は 簿等によって確認することができるとき 号及び医療保険被保険者番号等(市町村 氏名、性別、生年月日、住所、 市町村に申請をしなければならない。 医療保険被保険者番号等を除く。)

2 5 4

五五

(略)

変更の申請 (介護給付等対象サービスの種類の指定の

第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ る指定に係る居宅サービス、地域密着型 村に申請をしなければならない。 した申請書に被保険者証を添付して、 とする被保険者は、次に掲げる事項を記載 の変更を同条第二項の規定により受けよう ス又は地域密着型介護予防サービスの種類 サービス、施設サービス、介護予防サービ 市町

簿等によって確認することができるとき において 号及び医療保険被保険者番号等(市町村 氏名、性別、生年月日、住所、 医療保険被保険者番号等を除く。) 医療保険被保険者番号等を公 個人番

2

(略)

3 知し、当該申請に係る被保険者が受けるべ る場合にあってはその旨を認定審査会に通 申請に係る被保険者が第二号被保険者であ 療保険被保険者番号等を除く。)及び同項の 同項第一号に掲げる事項(個人番号及び医 市町村は、第一項の申請を受けたときは、

は、四十八月間)」と読み替えるものとする。

支援状態区分)

と同

一である場合にあって

請の直前に受けていた要支援認定に係る要

う場合にあっては、

医療保険被保険者番号等を公 、個人番 第五十五条の二 法第三十三条の二第一項の 受けようとする被保険者は、次に掲げる事 項を記載した申請書に被保険者証を添付し 規定により要支援状態区分の変更の認定を

氏名、性別、

生年月日、住所及び個人

市町村に申請をしなければならない。

2 5 4

変更の申請) (介護給付等対象サービスの種類の指定の

第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ とする被保険者は、次に掲げる事項を記載 サービス、施設サービス、介護予防サービ の変更を同条第二項の規定により受けよう ス又は地域密着型介護予防サービスの種類 る指定に係る居宅サービス、地域密着型 村に申請をしなければならない した申請書に被保険者証を添付して、 市町

氏名、 性別、 生年月日、住所及び個人

二~六

(略)

3 険者が受けるべき居宅サービス、地域密着 認定審査会に通知し、当該申請に係る被保 号被保険者である場合にあってはその旨を く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二 同項第一号に掲げる事項(個人番号を除 市町村は、第一項の申請を受けたときは、 官

及び判定を求めるものとする。この場合に 着型介護予防サービスの種類について審査 設サービス、介護予防サービス又は地域密 き居宅サービス、地域密着型サービス、施 項後段を除く。)の規定の例による 法第二十七条第三項から第六項まで いて、当該審査及び判定に係る手続は、 (第 五

定の申請等 (指定地域密着型通所介護事業者に係る指

## 第百三十一条の三の二 略

5

第一項及び第三項の規定にかかわらず、

域内に所在する場合において、 第一項の指定都市(以下「指定都市」とい 新に係る事業所が地方自治法 の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申 祉サービスに係る指定障害福祉サービス事 活及び社会生活を総合的に支援するための 指定を受けている場合又は障害者の日常生 所支援に係る指定障害児通所支援事業者の 十一条の十一の七に定める種類の障害児通 条の五の十五第一項の規定に基づき第百三 を受けようとする者が児童福祉法第二十一 市町村長は、当該指定又は当該指定の更新 う。) 又は同法第二百五十二条の二十二第一 きる。ただし、当該指定又は当該指定の更 しを提出することにより行わせることがで 出は、これらの指定に係る申請の書類の写 げる事項に係る申請書の記載又は書類の提 ているときは、当該各号に定める規定に掲 の所在地を管轄する都道府県知事に提出し 請書又は書類を既に当該指定に係る事業所 業者の指定を受けている場合において、次 三十一条の十一の八に定める種類の障害福 法律第三十六条第一項の規定に基づき第百 法律第六十七号)第二百五十二条の十九 (以下「中核市」という。)の区 (昭和二十二 当該指定又

> 類について審査及び判定を求めるものとす ビス又は地域密着型介護予防サービスの種 型サービス、施設サービス、介護予防サー る。この場合において、当該審査及び判定 六項まで (第五項後段を除く。)の規定の例 に係る手続は、法第二十七条第三項から第 による。

定の申請等 (指定地域密着型通所介護事業者に係る指

# 第百三十一条の三の二

5 の六において「中核市」という。)の区域内 項の中核市(以下この項及び第百六十五条 第一項の指定都市(以下「指定都市」とい 年法律第六十七号)第二百五十二条の十九 新に係る事業所が地方自治法(昭和二十二 しを提出することにより行わせることがで 出は、これらの指定に係る申請の書類の写 げる事項に係る申請書の記載又は書類の提 の所在地を管轄する都道府県知事に提出し の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申 業者の指定を受けている場合において、次 祉サービスに係る指定障害福祉サービス事 指定を受けている場合又は障害者の日常生 所支援に係る指定障害児通所支援事業者の 条の五の十五第一項の規定に基づき第百三 を受けようとする者が児童福祉法第二十一 市町村長は、当該指定又は当該指定の更新 う。)又は同法第二百五十二条の二十二第一 きる。ただし、当該指定又は当該指定の更 ているときは、当該各号に定める規定に掲 請書又は書類を既に当該指定に係る事業所 法律第三十六条第一項の規定に基づき第百 活及び社会生活を総合的に支援するための 十一条の十一の七に定める種類の障害児通 三十一条の十一の八に定める種類の障害福 第一項及び第三項の規定にかかわらず、

は、

(業務管理体制の整備に関する事項の届 四

第百四十条の四十 介護サービス事業者 第百十五条の三十二第一項に規定する介護 届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に 項の規定による業務管理体制の整備につい サービス事業者をいう。以下同じ。)は、 て、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した

一 〈 匹

都市の長、中核市の長又は市町村長(以下

厚生労働大臣、都道府県知事、

指定

この条において「厚生労働大臣等」という。)

に届け出なければならない

2 3 略)

省令で定める情報) (法第百十五条の四十五第七項の厚生労働

第百四十条の六十二の十七 齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必 健康保険法第八十二条第三項に規定する高 第一項に規定する高齢者保健事業又は国民 者の医療の確保に関する法律第百二十五条 第三項までに規定する地域支援事業、 あって、法第百十五条の四十五第一項から は、被保険者の身体的、精神的及び社会的 四十五第七項の厚生労働省令で定める情報 要な情報とする。 な特性に関する調査により得られた情報で 法第百十五条の 高齢

は当該指定の更新を受けようとする者が次 市長は、当該申請書の記載又は書類の提出 は当該中核市の市長に提出しているとき 請書又は書類を既に当該指定都市の市長又 の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申 を省略させることができる。 当該指定都市の市長又は当該中核市の に所在する場合において、当該指定又は当 は、当該申請書の記載又は書類の提出を省 該指定都市の市長又は当該中核市の市長 該中核市の市長に提出しているときは、 又は書類を既に当該指定都市の市長又は当 号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書 該指定の更新を受けようとする者が次の各

当

略

(業務管理体制の整備に関する事項の届

略させることができる。

了 匹

略

法

同

第百四十条の四十 第百十五条の三十二第一項に規定する介護 サービス事業者をいう。 ければならない。 て「厚生労働大臣等」という。)に届け出 都市の長又は市町村長(以下この条におい 届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に て、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した 項の規定による業務管理体制の整備につい 厚生労働大臣、 介護サービス事業者 都道府県知事、 以下同じ。)は、 同

一 〈 匹 (略)

2 3 略)

省令で定める情報) (法第百十五条の四十五第六項の厚生労働

第百四十条の六十二の十七 第一項に規定する高齢者保健事業又は国民 第三項までに規定する地域支援事業、高齢 四十五第六項の厚生労働省令で定める情報 要な情報とする。 齢者の心身の特性に応じた事業の実施に必 健康保険法第八十二条第三項に規定する高 者の医療の確保に関する法律第百二十五条 な特性に関する調査により得られた情報で 被保険者の身体的、精神的及び社会的 法第百十五条の四十五第一項から 法第百十五条の 官

金曜日

第百四十条の六十三 法第百十五条の四十五 第十項の規定による利用料に関する事項

第百四十条の六十三 法第百十五条の四十五

第九項の規定による利用料に関する事項

市町村が定める。

市町村が定める。

う情報又は記録の写しの提供 (市町村又は後期高齢者医療広域連合が行

第百四十条の六十二の十八 法第百十五条の の他適切な方法により行うものとする。 会が構成するものを用いて提供する方法そ をいう。)であって、国民健康保険団体連合 定による療養に関する情報をいう。)に係る 導に関する記録並びに国民健康保険法の規 項に規定する特定健康診査及び特定保健指 指導に関する記録並びに同法第十八条第一 期高齢者医療広域連合は、同条第八項の規 写しの提供を求められた他の市町村又は後 四十五第七項の規定により情報又は記録の ことができるように体系的に構成したもの れらの情報を電子計算機を用いて検索する データベース(情報の集合物であって、そ 定による療養に関する情報及び同法第百二 医療サービス及び福祉サービスに関する情 介護に関する情報等(被保険者に係る保健 るに当たっては、被保険者に係る医療及び 定により当該情報又は記録の写しを提供す 五条第一項に規定する健康診査及び保健 高齢者の医療の確保に関する法律の規

う情報又は記録の写しの提供) (市町村又は後期高齢者医療広域連合が行

4 |

法第百十八条の二第

項第三号の厚生労 前項に定めるサー

(新設)

働省令で定める事項は、

第百四十条の六十二の十八 法第百十五条の 導に関する記録並びに国民健康保険法の規 項に規定する特定健康診査及び特定保健指 指導に関する記録並びに同法第十八条第一 医療サービス及び福祉サービスに関する情 介護に関する情報等(被保険者に係る保健 期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規 写しの提供を求められた他の市町村又は後 の他適切な方法により行うものとする。 会が構成するものを用いて提供する方法そ をいう。)であって、国民健康保険団体連合 ことができるように体系的に構成したもの れらの情報を電子計算機を用いて検索する データベース(情報の集合物であって、そ 定による療養に関する情報をいう。)に係る 十五条第一項に規定する健康診査及び保健 定による療養に関する情報及び同法第百二 るに当たっては、被保険者に係る医療及び 定により当該情報又は記録の写しを提供す 四十五第六項の規定により情報又は記録の 高齢者の医療の確保に関する法律の規

5 | 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の 施の状況及び第百四十条の六十二の四第二 働省令で定める事項は、地域支援事業の実 生活支援総合事業の内容に関する情報とす 該当の有無の判断に係る調査並びにこれら に準ずる情報とする。 法第百十八条の二第一項第四号の厚生労

出する方法により提出しなければならな 作られる記録であって、電子計算機による 組織をいう。)を使用する方法又は当該情報 健康保険団体連合会が使用する電子計算機 情報処理組織(市町村が使用する電子計算 る場合には、 第二号に掲げる事項に関する情報を提供す 厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び 情報処理の用に供されるものをいう。)を提 によっては認識することができない方式で を記録した光ディスクその他の電磁的記録 とを電気通信回線で接続した電子情報処理 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 法第百十八条の二第二項の規定により、 (入出力装置を含む。以下同じ。)と国民 市町村は、当該情報を、 電子

者等に提供される当該特定介護予防・日常 の心身の状況等及び当該居宅要支援被保険 特定介護予防・日常生活支援総合事業(以 する情報並びに法第七条第五項に規定する 者等に提供される当該サービスの内容に関 という。)を利用する居宅要支援被保険者等 要介護者等の心身の状況等及び当該要介護 ビスを利用する法第七条第五項に規定する 「特定介護予防・日常生活支援総合事業」

(新設)

3 | り提出しなければならない。 供されるものをいう。)を提出する方法によ 用する方法又は当該情報を記録した光ディ 町村が使用する電子計算機(入出力装置を 町村は、当該情報を、電子情報処理組織(市 厚生労働大臣に対し同条第一項に規定する ることができない方式で作られる記録で 気的方式その他人の知覚によっては認識す 会が使用する電子計算機とを電気通信回線 含む。以下同じ。)と国民健康保険団体連合 連情報」という。)を提供する場合には、 介護保険等関連情報 スクその他の電磁的記録(電子的方式、 で接続した電子情報処理組織をいう。)を使 法第百十八条の二第二項の規定により、 電子計算機による情報処理の用に (以下「介護保険等関 磁 市

介護予防サービス及び介護予防支援とす

サービス、介護予防サービス、

地域密着型 施設

域密着型サービス、居宅介護支援、 省令で定めるサービスは、居宅サービス、 法第百十八条の二第一項第三号の厚生労

令和 **3** 年 **2** 月 **26** 日

第百四十条の七十二の五

略)

2

(新設)

第百四十条の七十二の五

略

の調査及び分析

(市町村介護保険事業計画の作成等のため

の調査及び分析)

(市町村介護保険事業計画の作成等のため

2

3 |

(略)

官

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改

、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

175

第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ

変更の申請)

変更の申請

(介護給付等対象サービスの種類の指定の

改

正

後

改

正

傍線部分は改正部分

7 | 用する電子計算機」と読み替えるものとす 業を行う者が、法第百十八条の二第一項に 者及び特定介護予防・日常生活支援総合事 に規定する厚生労働大臣からの求めに応 者が使用する電子計算機と厚生労働省が使 定介護予防・日常生活支援総合事業を行う 計算機又は介護サービス事業者若しくは特 電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。) 力装置を含む。以下同じ。)と国民健康保険 について準用する。この場合において、 「険等関連情報」という。)を提供する場合 定する介護保険等関連情報(以下 前項の規定は、法第百十八条の二第三項 国民健康保険団体連合会が使用する電子 は、「都道府県若しくは市町村が使用する [体連合会が使用する電子計算機] とある 中「市町村が使用する電子計算機(入出 都道府県、市町村、 介護サービス事業 介護 前

(号外第 41 号)

4 | 連情報を提供する場合について準用する。 に規定する厚生労働大臣からの求めに応 前項の規定は、法第百十八条の二第三項 都道府県及び市町村が、介護保険等関

2 二~六 略

<u>\</u> ح ときは、 町村において、

医療保険被保険者番号等

被保険者番号等をいう。以下同じ。)(市

第十二条第一項に規定する医療保険

を公簿等によって確認することができる

医療保険被保険者番号等を除

号

進に関する法律

(平成元年法律第六十四

3

項後段を除く。)の規定の例による。 着型介護予防サービスの種類について審査 知し、当該申請に係る被保険者が受けるべ 申請に係る被保険者が第二号被保険者であ 療保険被保険者番号等を除く。)及び同項の 法第二十七条第三項から第六項まで おいて、当該審査及び判定に係る手続は、 及び判定を求めるものとする。この場合に 設サービス、介護予防サービス又は地域密 き居宅サービス、地域密着型サービス、施 る場合にあってはその旨を認定審査会に通 同項第一号に掲げる事項(個人番号及び医 市町村は、第一項の申請を受けたときは、 (第五

第四条 介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(平成二十七 (介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正)

(介護給付等対象サービスの種類の指定の 年厚生労働省令第五十八号)の一部を次の表のように改正する。 改 正 後 改 正

第五十九条 法第三十七条第一項の規定によ の変更を同条第二項の規定により受けよう る指定に係る居宅サービス、地域密着型 とする被保険者は、次に掲げる事項を記載 サービス、施設サービス、介護予防サービ 村に申請をしなければならない。 した申請書に被保険者証を添付して、 ス又は地域密着型介護予防サービスの種類 性別、 生年月日、住所及び個人 整交付金の額

の変更を同条第二項の規定により受けよう

ス又は地域密着型介護予防サービスの種類

村に申請をしなければならない。 した申請書に被保険者証を添付して、 とする被保険者は、次に掲げる事項を記載

、市町

号及び医療保険被保険者番号等

(地域に 個人番

氏名、

氏名、性別、生年月日、住所、

おける医療及び介護の総合的な確保の促

サービス、施設サービス、介護予防サービ る指定に係る居宅サービス、地域密着型

別調整交付金の額は、 の措置を採った利用料(法第百十五条の 月三十一日までの間に災害等により減免 前年度の一月一日から当該年度の十二 次に掲げる額の合算

(傍線部分は改正部分)

第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特 (介護予防・日常生活支援総合事業特別調 第七条 介護予防·日常生活支援総合事業特 別調整交付金の額は、 整交付金の額 (介護予防・日常生活支援総合事業特別調 次に掲げる額の合算

の措置を採った利用料(法第百十五条の 月三十一日までの間に災害等により減免 前年度の一月一日から当該年度の十二 3 2 二~六 (略) 略

による。 る。この場合において、当該審査及び判定 類について審査及び判定を求めるものとす ビス又は地域密着型介護予防サービスの種 型サービス、施設サービス、介護予防サー 険者が受けるべき居宅サービス、地域密着 号被保険者である場合にあってはその旨を 認定審査会に通知し、当該申請に係る被保 く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二 同項第一号に掲げる事項(個人番号を除 六項まで (第五項後段を除く。)の規定の例 に係る手続は、法第二十七条第三項から第 市町村は、第一項の申請を受けたときは、

四十五第十項及び第百十五条の四十七第

第五条 厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成二十八年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の 表のように改正する (厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正) 県知事に提出するものとする <u>-</u> <u>÷</u> <u>=</u> を記載した書類を添えて、これらを都道府 活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項 議会に協議しようとするときは、当該生涯 法第十七条の二十四第一項の規定により協 用料の減免額の十分の八以内の額 (略) 改 略 正 後

令和 **3** 年 **2** 月 **26** 日

一 当該実施主体の登記事項証明書又は条

三~八 (略

(生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項 三に相当する額以上である場合 当該利 て同じ。)の額が、利用料の総額の百分の 八項の利用料をいう。以下この号におい

三 三

(略)

第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事 出を行っていない場合に限る。)を記載し、 法律第百三十三号)第二十九条第一項の届 ホームについて老人福祉法(昭和三十八年 く。)は、生涯活躍のまち形成事業計画に法 認定市町村(指定都市及び中核市を除 (同号イの実施主体が同号口の有料老人 2

金曜日

略)

二 当該実施主体の条例、

定款その他の基

三に相当する額以上である場合 て同じ。)の額が、利用料の総額の百分の 八項の利用料をいう。以下この号におい 四十五第九項及び第百十五条の四十七第

用料の減免額の十分の八以内の額

(傍線部分は改正部分)

(生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

改

正

前

県知事に提出するものとする。 を記載した書類を添えて、これらを都道府 出を行っていない場合に限る。)を記載し、 法律第百三十三号)第二十九条第一項の届 ホームについて老人福祉法(昭和三十八年 項 第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事 く。)は、生涯活躍のまち形成事業計画に法 活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項 議会に協議しようとするときは、当該生涯 法第十七条の二十四第一項の規定により協 認定市町村(指定都市及び中核市を除 (同号イの実施主体が同号ロの有料老人

一 当該実施主体の登記事項証明書又は条

三~八 略)

三~八 (略)

本約款

略)

+1 用料その他の入居者の費用負担の額 する保全措置を講じたことを証する書類 る前払金(以下「一時金」という。)、 二十九条第十項に規定する契約の内容 老人福祉法第二十九条第九項に規定す 老人福祉法第二十九条第九項に規定 一時金の返還に関する老人福祉法第 利

(削る)

(削る)

十三~十五

(地域住宅団地再生事業計画の記載事項

第二十七条

出するものとする。 書類を添えて、これらを都道府県知事に提 再生事業計画に次に掲げる事項を記載した 議しようとするときは、当該地域住宅団地 条の三十六第一項の規定により協議会に協 ていない場合に限る。)を記載し、法第十七 老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っ 施主体が同号口の有料老人ホームについて 条第四項第五号に掲げる事項(同号イの実 団地再生事業計画をいう。以下同じ。)に同 く。) は、地域住宅団地再生事業計画(法第 十七条の三十六第一項に規定する地域住宅 認定市町村(指定都市及び中核市を除

本約款 略

当該実施主体の条例、

定款その他の基

市場調査等による入居者の見込み

する前払金、利用料その他の入居者の費 老人福祉法第二十九条第七項に規定

十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定 十四 入居契約に損害賠償額の予定(違約 金を含む。)に関する定めがあるときは、 めの内容並びに返還金の支払を担保する する保全措置を講じたことを証する書類 ための措置の有無及び当該措置の内容 還金に関する定めがあるときは、 入居契約に入居契約の解除に係る返 当該定

十六~十八 医療施設との連携の内容

その内容

(地域住宅団地再生事業計画の記載事項

第二十七条

再生事業計画に次に掲げる事項を記載した く。)は、地域住宅団地再生事業計画(法第 出するものとする。 書類を添えて、これらを都道府県知事に提 議しようとするときは、当該地域住宅団地 条の三十六第一項の規定により協議会に協 ていない場合に限る。)を記載し、 老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っ 施主体が同号口の有料老人ホームについて 条第四項第五号に掲げる事項(同号イの実 団地再生事業計画をいう。 以下同じ。) に同 十七条の三十六第一項に規定する地域住宅 認定市町村(指定都市及び中核市を除 法第十七

(削る)

十三~十五

略

+1 九 負担の額 一時金、 略) 利用料その他の入居者の費用 ++1

する保全措置を講じたことを証する書類 老人福祉法第二十九条第九項に規定 時金の返還に関する老人福祉法第

(削る)

一十九条第十項に規定する契約の内容

十三 + 還金に関する定めがあるときは、

十四 金を含む。)に関する定めがあるときは、 その内容 入居契約に損害賠償額の予定 (違約

土五 十六~十八 医療施設との連携の内容 略

九 市場調査等による入居者の見込み

(削る)

略

する前払金、 老人福祉法第二十九条第七項に規定 利用料その他の入居者の費

用負担の額

する保全措置を講じたことを証する書類 老人福祉法第二十九条第七項に規定 入居契約に入居契約の解除に係る返

> の整備に関する法律(令和元年法律第二十六号)による介護保険法(平成九年法律第百二十三号) いる変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

ための措置の有無及び当該措置の内容 めの内容並びに返還金の支払を担保する 当該定

(施行期日) 則

第二条 介護保険法施行規則第百四十条の四十第三項の規定により届け出なければならないとされて 第 第四十一条、第五十五条、第百三十一条の三の二、第百四十条の四十、第百四十条の六十二の十七、1十条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(介護保険法施行規則 法律第五十二号)附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。 及び第三条の規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年 第百四十条の六十二の十八、第百四十条の六十三及び第百四十条の七十二の五の改正規定を除く。)

第三条 第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第三項、 び第七項の規定は、 その効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第 サービス事業者(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなお れる介護療養施設サービスを含む。)」と、同条第七項中「介護サービス事業者」とあるのは「介護 六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設により行わ 八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十 設サービス」とあるのは 合において、第二条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の七十二の五第三項中「施 項に規定する介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービスについて準用する。この場 おその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六 険法の相当の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。 の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後の介護保 (介護療養型医療施設に関する特例) 、健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定により 「施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第

第三号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者を含む。)」と読み替えるものとする。